

Title	聖学院で「税」を学ぶということ
Author(s)	平石, 雄一郎
Citation	キリスト教と諸学 : 論集, Volume28, 2013.3 : 155-168
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4458
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

聖学院で「税」を学ぶということ

平 石 雄一郎

一 はじめに

聖学院大学で租税法を講じるようになって、十年以上になった。当初の印象を率直に述べると、当校はミッションスクールで、英米文化や福祉などの学科がメインで、取るか取られるかの、最も世俗的で泥臭いものとも思われている税金の勉強など、水の中の油のような異質感が感じられていたものである。しかし、神の教えは、例えば慈善とか芸術とかの世界だけのものではなく、経済取引なども含めた人間活動の全てに及ぶものであることは、マックス・ウェーバーの『プロテスタントの倫理と資本主義の精神』等に見られるように明らかなことと思われるし、その故に聖学院においても大学に政治経済学部が、大学院においては政治政策学研究科が置かれることと思われる。そして、その一つのコースとして税務経済コースが置かれ、その科目の一つとしての租税法を担当しているものであるが、当大学のミッション活動の基である聖書の世界と「税金」とは結構、関係があるものなのであり、

聖学院において「税」を学ぶということは、それなりに意味があるものと考えているものである。^①

二 聖書の世界と税

キリストの教えの基となる新約聖書は、言うまでもなく、キリストの誕生から十字架上で亡くなられ、そして復活されるまでの話、およびその弟子達の活動を述べている書物であるが、しかしその内容には、税の世界と関係することがあることを先ず認める必要があるものと思われる。

(1) キリストの誕生と税

先ず、そもそもキリストの誕生からして、支配者であるローマの皇帝による税制改正の一環としてなされた人口調査という課税手続きの過程での出来事であったのである。エルサレムはローマのポンペウスが占領して以来、BC六三年からローマの領地になったのであるが、実際はローマへの貢税などを条件に、従前からの支配者であるヘロデに統治させていた。ヘロデは純粹のローマ人ではなかったが、カエサル暗殺後の不安定なローマ政界をうまく泳いでローマの市民権を得て、事実上の支配権を維持した。したがってユダヤの地では、徴税もヘロデの任命した徴税人によって行われていたが、きちんとした税制の施行はなく、正規にローマに納税する以上の税を取り立てて私腹を肥やすということが行われていた。そのヘロデが死去（BC四年）した後は、ローマの直轄地とされ、ユダヤの税もローマの基本税制である人頭税（人口に応じて、課税する税）による課税を適用することになった。その執行のためには地域ごとの人口を把握することが必要となり、ユダヤの住民についてその本籍地での住民登録を総

督（ボンシオピラト）は命令したのである。この住民登録のための家族の移動中の出来事として、馬小屋におけるキリストの誕生があつたのであり、キリストはその誕生から税と係わりがあつたとも言えよう。

（2） 徴税人へのキリストの愛情

当時、ユダヤの人々は自分らを武力で征服したローマを憎み、そのローマのために税を集める税吏は敵視され、加えてその税吏は請負制により不当な税を課して私欲を図っていたので、罪人と見なされており、徴税人と付き合うことは恥ずべきこととされていた。しかしキリストは、同じように恥ずべき者とされていた遊女などと共に、徴税人も救いを求める一人の人間として扱われ、むしろ「取税人や遊女は、あなたがたより先に神の国にはいる」とさえ言われている（マタイ二一・三一、口語訳、以下同様）。個別的にも例えば、エリコという交通の要所の税関の長であつたザアカイの話がある。この町をイエスが通られると、沢山の人々がついて来たので、彼もキリストの姿を、遠慮しながら、人々の後ろからでも見たいと思つたのであるが、背が低かつたので前方にある木に登つてキリストを見ようとしたのである。これにキリストは気付かれ「上を向いて『ザアカイよ、急いで下りてきなさい。きよう、あなたの家に泊まることにしているから』と声をかけられ、ザアカイは大喜びで迎えた。これに対して人々は「彼は罪人の家にはいつて客となつた」と非難したが（ルカ一九・一七）、これに対しては「丈夫な人に医者はいらない。いるのは病人である」と答えられている（マタイ九・一二）。すべての人に対する慈愛が税吏にも注がれ、つらい立場にある徴税人に対する暖かい理解の言葉となつたと言えよう。すべての人に注がれる神の愛ということについて、人々からさげすまれている、しかし世のためには欠かせない税の仕事に携わる者を通して示されたとも見ることはできるのではなからうか。

(3) 徴税人を弟子に

キリストと税については、さらに重要なことがある。彼の弟子の一人で、聖書の最初に述べられている「マタイ福音書」の著者とされるマタイは徴税人であったのである。



聖マタイの召命 (カラヴァッジオ、1599-1600)

イという人をご覧になって、『わたしに従ってきなさい』と言われた。すると彼は立ちあがって、イエスに従った」とある(マタイ九・九)。この事は聖書の中でもマタイ福音書にだけ記されているので、真实性を疑問視する説もあるが、一般的にはこのように理解されており、カラヴァッジオの有名なキリストの召し出しの絵^②にも描かれているところである。キリストに直接、召し出された十二使徒は、例えばペトロのように漁師など肉体労働をしている人々が多いと言えると思うのであるが、税に係わる仕事は計数や経済に関係が深く、読み書くことも日常的な仕事であり、そういう面の素養はマタイにあった。しかも「座っていた」とある通り、ある程度の地位の人であったと思われるのであるが、使徒の中にあつてそれなりに役割を果たした人と考えられよう。四大福音書のうち、ヨハネは

年若く、晩年になって福音書を著した別格的な人と考えられているが、残り三福音史家のうちルカは医者でありマルコはギリシャ語系の人で、それぞれ意味のある福音史家であるものの、十二使徒の中でマタイはしかるべき意味を持つ存在であったと見てもよいのではないか。そしてそれが税吏であったということは、特に税の世界に関係を持つ、あるいはこれから持とうとしている人にとって、キリストの教えと税というものが関係があると考えてもよいのではなからうか。

(4) 現実問題についての教え

キリストは、病人を癒し、また天国のこと、御父のこと、悔い改めのことなどについて教え説かれているが、世間的な現実に係わり合いのある事柄について説かれているのは「税」についてだけである。勿論、例えば日々を生きて行くのに「思いわずらうな」(マタイ六・三四)とか「狭き門よりはいれ」(マタイ七・一三以下、ルカ一三・二四以下)など現実に生きて行くに当たって基本的、抽象的な事についての教えは数々為されているが、世俗の具体的問題について教えを示されたのは「税」についてだけである。これは周知のごとく、ヘロデ党とファリサイ党という立場は違うが支配勢力が、既成宗教を凌ぐような人気急上昇のキリストを「亡き者にする方法」を協議し(マルコ三・六)、現実支配勢力が手をつないでキリストを捕らえて総督に引き渡すために、その「ことばじりを捕えさせよう」と図った(ルカ二〇・二〇)ことによるものであるが、その手段として税を払うべきかどうかをキリストに問うたのである。これに対し、キリストが払うべきと答えればローマの主権を認めてユダヤの独立は認めないということになりユダヤの反逆者とされ人気を無くすのは必定であり、また払わないと言えばローマへの反逆を説くことになり、これまたキリストの運命に支配者であるローマからの致命的なダメージを与えることになるのであ

る。これに対してキリストは質問者にカエサルの像が彫られている貨幣を出させて、「これは誰の像か」と質問し、「カエサルのです」と答えさせ、「カエサルのものはカエサルに、神のものは神に返せ」と答えられて、キリストを陥れようとした者はその言葉じりを捕らえることもできず、そのみ言葉に「驚いて離れ去った」とある（マタイ二二・一五）、マルコ一二・一三）、ルカ二〇・二〇）。キリストを陥れるための政治的策謀に対処するための言葉ではあるが、現実問題についてはつきりと教えを示めされたのはこの「税」に関することだけであると思われるのである。キリストの教えと税の問題は、離れたものではない、と言えよう。³⁾

三 キリストの教えと現実の税務の問題

キリストの教えは税と無縁のものではなく、キリストの教えを教育理念とするミッションスクールにおいて「税」を学ぶことに意義が無いことはないことを述べたが、問題は現代においていかにそのキリストの教えを具体的に理解し、実践するかということである。まずその「キリストのものはキリストに、カエサルのものはカエサル」という教えの前半にある、納税の対象としての「カエサルのもの」を現代において、いかに考えるかを問題としよう。キリストが生きておられた時代のイスラエルの世俗的主権はローマにあり、正当な主権者が公的に認めて執行している法については正義（あるいは神の教え）に反しない限り、それを順守するということをキリストは「カエサルのものはカエサルに」という言葉で教えておられていると解すれば、これを現代において言い換えると、正当な課税が適正に行われることは認められるべきであり、またその実現に努めるべきであるということになるであろう。

それは我々の場合、具体的に言えば、我が国の基本法である「日本国憲法」およびそれに従って制定された法律

(この場合は税法)の規定に従って、適正な課税(反面から言えば納税)が行われるように努めることであろう。これをさらに具体的に言えば、天皇主権を理念とする明治憲法時代の「賦課課税制度」から脱却して、国民主権を理念とする現在の日本国憲法に即した税制、税務である「申告納税制度」への移行を徹底させ、その水準を高くするということになるのであろう。天皇主権制の明治憲法下では課税(納税)はその主権を代行する行政(具体的に言えば税務署)の権力行使に従うものであった。したがって、租税債務の確定は税務署長の決定によるものであり、その課税所得の計算基準も納税者には知らされない税務署の通達で規定されていた。つまり国民(納税者)は税務署に言われる通りの税を払うものというのが、旧憲法下の税のあり方であった。これが新しい現在の日本国憲法では主権は国民にあり、税は主権者の代表機関である国会で決められた法律により(また、法律によつてのみ)課税されるものであり、そのため納税も従前のように税務署の決定に従って納税するものでなく、主権者である国民が税法に従って自主的に行うもの、という申告納税制度に切り替えられたのである。

こうして、税金は従前のように税務署が決めている通達によつて税務署の言うところに従って納税するものというそれまでの日本の納税者の観念を、税は税法の規定に基づいて納税者が自主的に納税するものという申告納税制度に切りに切り替え、これを定着させるかということが税務行政の基本課題となった。しかしこれは、敗戦下で全ての面で混乱を極めていた当時の日本では夢のようなことであった。統制経済下でヤミ価格でしか取引ができない現実で、正規の帳簿で記帳すれば脱税問題以前に公正取引法違反で処罰されるので二重帳簿、さらに加えて脱税のための三重帳簿というようなことはザラな時代であった。しかも当時は激しいインフレで、例えば半年で物価が倍になるという状態であれば、同じ税額を納税するにしても、半年滞納して納めれば実質税負担は半分で済むし、無申告にして半年あとで発見されて納税しても同じく、実質税負担は半分で済むということになるので、とにかく税

は税務署から指摘されない限り払わないという賦課課税時代のムードが依然として満延していた。昭和二四年にはこの戦後インフレを押さえるため、ドッジラインという強硬策が執られ、インフレを収束するため民間に流通するお金を強行的に国に吸い上げる政策が採られ、その一環として徴税強化の徹底が行われた。しかも当時は日本は占領軍の支配下にあり、司令部は税務署に課税のノルマを課し、ノルマを達成できない署長は理由の如何を問わず降格処分を受けるといふような不当な行政圧力もあつた状況でもあつた。そのような厳しい環境の中にあつて、徴税の職務を強行せざるを得なかつた税務署員（「税吏」）は国民の怨嗟的とされていた。そのため、日本国憲法の国民主権主義、そしてそれに基づく新しい申告納税制度への移行といつても発足当初は、従前からの税務署による強制的割当課税というのが現実の姿であつた。

そして、このような状況が続いている過程において、行政改革によつて税の執行は大蔵省の外局として新しく国税庁という役所が担当することとなつて、初代の高橋衛国税庁長官が、昭和二五年一月に新しい税務の「運営方針」を示したのである。通常、このような状況の中であれば、外部の批難に耐えて厳正に税の徴税を行え、といふような訓示をするものであるが、この新運営方針はそのようなことより、先ず納税者を信頼せよ、といふものであつた。具体的には税務職員として心得るべき事は、まず第一に「信頼できる納税者の発見とその育成である」とし、第二に「納税者の信頼と尊敬を勝ち得る事である」とし、納税者と税務署の相互信頼の確立が税務行政の目的である、と示したのである。これに対しては、納税者が自主的に正しい申告をするなんて夢物語りであるといふ税務内部からの猛反対があつて、一挙にそれを実現することは無理であつたが、歴代の国税庁長官の変わらない、この方針の毅然とした継続により、青色申告制度の充実など申告水準向上への措置を進めて、殆どの税収は納税者の自主申告によつて納税されるといふ今日の水準に至つていたのである。ちなみに、憲法改正により申告納税制度に改正

された昭和二二年度の納税水準は、税収の六一・六％は税務署の更正、決定によるものであった。つまり、納税者の自主的申告により納税されたのは四割弱しかなく、六割強は税務署の強制課税によつて税収が確保されていたという状況であつたのであるが、それが平成一八年では九八・五％は自主申告によるもので、税務署の調査によつて課税された部分は一・五％に過ぎないという状況になつてゐる。この事實は、ひとえに「納税者を信頼せよ」という行政の姿勢と努力がもたらした成果であると言えよう。

翻つて最近の世界不況の主因ともいわれるギリシヤに端を発するEUの財政問題は世の注目問題で、特に南部欧州の納税事情の問題が指摘されているが、納税者の納税水準の低さが財政危機を招いている一因であることは間違いないことであろう。新聞報道で、例えばギリシヤの納税水準の低さなどの記事と共に、イタリアにおける課税当局と納税者の間の「不信任」が財政欠陥の大きな要因となつてゐることが報じられている。EUの財政問題の解説として、財政赤字が問題とされているスペインと並んでイタリアについての記事で、「不信の渦、脱税と増税」という見出しで大きな活字で報じられている。我が国の場合、税務当局の「まず納税者の信頼」をスローガンとしてきた成果として、財政赤字の問題は同様にありながらも、状況は異なる面があると言えよう。税が最も使われている福祉は世界的水準にあるのに、その財源としての税は、直接税（所得税、法人税等）は概ね諸外国並みであるものの、間接税の消費税の税率は世界的水準の三分の一以下であるという税制の歪みの問題が我が国の財政問題であつて、決められた税法は遵守するという点は高い水準にあると言つてよいのではなからうか。つまり、財政、特に税の問題は、EU諸国での問題は税制の問題というより決められた税法がいかに正しく守られるかという税法の執行の問題であるのに対し、我が国の問題は税法の執行よりも税の立法に問題があると言えよう。税制の戦後の混乱期から税務行政主導できた我が国の申告納税の水準は今日、諸外国と比しても高いものになつてゐると言つて

よいのではなからうか。

四 申告納税制度の維持と税理士の役割

税についてキリストの教えられた「カエサルのはカエサルに」という理念は、今日においては日本国憲法の下、申告納税制度を遵守することにあると考えるものであるが、それは敗戦後の混乱期から「官」の努力に主導があり、行政のリーダーシップで今日、相当高い水準まで来たことを述べてきたが、これからのあり方はこれまでと同じでよいとは考えられない。税に限らず、資源もない日本が敗戦から立ち上がって、一時は世界の「ナンパーワン」と言われるまでなつた要因の一つに官指導の社会体勢があつたことは否定できないと考えられ、税の申告納税制度への移行、その定着も、これまでの税務は行政指導が強いことが要因であつたとも言えよう。しかし、一般的に言つて、官指導の社会が日本国憲法の理念に添うものであるかは問題である。そのため、昨今は民主導体勢への移行が各方面で進められている。したがって、税の問題にしても官依存から、民が主体ということにならなければならない必然性がある。

この場合、申告納税制に即して納税者が自主的に法令に従つて、正しく申告し納税するということは、税の複雑さ等から高度の専門的知識を要し、民の立場で税の専門家である税理士に依存することにならざるを得ない。したがって、今後の税務の実践の中心として税理士が核となるものと考えられる。しかもこれは、単に社会の民主化という理念だけからのことではない。経済の複雑化、国際化という急激な流れ、財政需要の緊迫化という現実の一方、官の世界では人員整理等、規模の縮小が進められている。したがって、例えば税務署が実際に納税者に接触して調

査をする割合である実調率は昭和四二年度で一六％で、平成一八年度では五％になっている。昭和二〇年代では、税務署が原則として全部の納税者に接触して調査して税額を決めて、これを強制していた。つまり一〇〇％の実地調査割合であったのが、これがその後の改善によつて、昭和四二年度では六年に一度、平成一八年度では二〇年に一度しか、税務署の調査はされないという状況になっており、税務署が目を見せつけて納税を確保するというような事はできなくなっているのが現状なのである。このような事態になつても九八％以上税は納税者の自主的な申告で納税されているのは、国民の税に対する高い意識があつてのことであることは勿論のことであるが、それを支える税理士の存在があつてのこととも言えるのである。このことは、これからの申告納税制度を支える責務が税理士に課せられているということでもある。「カエサル」のものは「カエサルに」という教えは現代においては、国民主権主義という日本国憲法の理念に従つて申告納税制度を充実させていくことであり、そのために税理士は重要な役割をもつものであることを我々は深く認識するべきであると思ふのである。

ついでに書き加えると、このような「税務の官から民」への流れと共に「税」の意義、役割の変遷ということも考えるべきではないかと思ふのである。税は、これまでは権力者がそのしたいことをするための強制的な資金調達であつて、古くは権力者の恣意的な活動財源、近年では戦争のための強制的な資金獲得などであつた。しかし現在の財政収入は、その金利等を含めると医療、年金に代表される福祉にその過半が使われているのであり、国民みんなの生活維持に使われているものなのである。とすれば、税というものは皆の使うものを皆で決めたルールに従つて負担し合うものであり、権力者に無理に収奪されるものという性格のものではなくなつてきている。ということは「官」が取り決めるというものでなく、「民」の自主的履行によつて執行されるべきものという性格が強まつているとも言え、その専門家として税理士を位置付けるべき、とも考えられるのではなからうか。

これらのことは、税理士としてのあり方も考える必要がある、ということにもなる。昔のように、税は役所が決めるものという考えで、税理士の役目は税務署の意向通りにする事だと考えているような人は最早いないと考えられるが、それでも税法解釈について通達依存とか事実認定についての税務署依存など残っていないとは言いきれない面もあるのではないかと思われる。しかし前述のような状況で税理士は、税法の解釈や事実認定などにおいても税務署、納税者のいずれか一方の立場に偏することなく、「独立した公正な立場」（税理士法第一条）に立って、申告納税を実現する職業専門家としての確かな判断をできるものであることがいよいよ、強く求められているのであり、そのためにはこれまでよりさらに一層の中広い、そして深い研鑽が求められているのである。その内容について述べることは別の機会としたいが、主張すべき事柄を税務署と対等に主張する税理士の武器は法律であって、税法の法学的マスター、そのための法的思考の訓練が重要なこと、そしてそのことが我々が当大学院における税法研究の具体的内容の中心であることだけは付言しておきたい。

五 おわりに（「神のものは神に」）

「税」についてのキリストの直接的教えである「カエサルのはカエサルに」という言葉を手掛かりに、現代における「カエサルのもの」としての税をどう考えるべきかという問題に対して、「日本国憲法」の理念による申告納税制度の充実、水準の維持、向上が課題であること、それはこれまでは「官」の主導で進められてきたことを述べた。しかし、これからは「民」が主体になるものであって、その担い手は税理士であること、その要請に応えるための研究を進め、そのための資質を向上させることが本大学院で税を学ぶ者の使命であるということを通じて

きた。幸い、本学の教育の基本理念は日本国憲法の尊重であり、また大学院は政治政策研究科と共に、税の最大の使途である福祉の問題を研究する人間福祉学研究科およびこれらの問題の世界的流れを対象とするアメリカ・ヨーロッパ文化学研究科を有するが、税と福祉の一体化が進められている現在、税と福祉を欧米の世界的視点から総合的に研究することができる優れた態勢にある訳である。新しい次元から、現在の最大の課題である税と福祉の問題の総合的研究が本大学院から興ってくることを夢見ているものである。

そしてさらに、税の理念とされるべき「カエサルものはカエサルに」というキリストの言葉にはその続きがあり、「神のものは、神にかえせ」と言われて「キリストのものはキリストに」という言葉とワンセットになっているのである。聖学院はキリストの言葉の全てを学ぶ場である。とすればキリストのこの言葉の後半の部分もワンセットで学ぶべきであろう。これを現代においてどのように体得し実践していくか、これは税法の勉強の枠を超えた問題であり、チャペルなどを含め、聖学院全体がその学び舎であるのである。せつかく、この学び舎で学ぶ以上、このキリストの言葉をワンセットとして学び続け、一生の課題として実践に生きる有意義な人生のスタート（または再スタート）の場とされることが願われるものである。

注

(1) 本稿は、平成一八年度の「大学院コロキウム」の一講として述べた「税と民主主義」の内容を基に、近時の状況を加味したものである。聖書に関連した事項は、学問的には異説があるものも、一応、一般的に言われているところに基づいている。

(2) この絵はローマのサン・ルイジ・デイ・フランチェージ (St. Luigi dei Francesi) 教会にあるが、同じマタイの召命の絵はプラド美術館 (マドリッド) にもある。作者のファン・デ・パレハ (Juan de Pareja) はベラスケスの弟子である。

(3) 聖書にはこの外、神殿税の支払いについて、神の子として神殿税を払う筋はないのだが、人々を「つまりませない」ために、釣りをして魚の口から銀貨を出して、その税を支払われた、という記載もある (マタイ一七・二四)。

(4) 現在は公開されて、納税実務の重要な参考資料とされている税の通達は、日本国憲法制定の昭和二二年前までは、行政の秘密通牒とされていた。

(5) ちなみに、日本の主権に戻って以降は、ノルマ制などは一切採られてはいない。

(6) 具体的な確定申告事務の方式として、昭和二五年度までは、各納税者に税務署が決めた所得額を通知する「お知らせ」方式を採っていたのが、昭和二五年度から納税者の自主申告を「指導」する方式になり、昭和三三年度から納税者から申し出があった場合にその「相談」に応じる方式になり、現在は原則として納税者の自主申告に任せて、格別の個別的指導等は行っていない。勿論、納税者からの質問には、懇切に応じられている。

(7) 国税庁税務統計による。

(8) 朝日新聞 平成二三年一月五日 (二面)。その他、諸外国における税務への不信に関するマスコミの記事は多い。